

質疑・回答書

告示番号	627	件 名	豊中市役所第二庁舎トイレ改修工事(第一期)
No	質疑事項	回 答	
1	図09作業時間は原則日祝日を除く8:00～18:00までになっていますが、図46でEV利用は一般客利用時間外になっていますので休館日の土曜日のみEVが利用できるのでしょうか。	EV利用は原則土曜日のみとします。	
2	図09解体及び研り工事の実施時期は監督職員、施設管理者と協議になっていますが休館日の土曜日のみと考えるのでしょうか。	研り作業は、原則土曜日のみとします。 その他作業については、監督職員との協議によるものとします。	
3	図09研り工事の作業等の周辺への影響の少ない工法と記載されていますが研り、アンカー打設、軽鉄組立、コンクリート打設、ボード張等はどのような工法を採用するのでしょうか。	使用機材は低騒音・低振動型を選定し採用することとします。 その他作業については、監督職員との協議によるものとします。	
4	図09騒音、粉塵(臭気)及び振動を伴う作業は設備も含めて全て休館日の土曜日と考えるのでしょうか。	騒音、粉塵及び振動を伴う研り作業は土曜日のみとします。 その他作業については、監督職員との協議によるものとします。 また設備工事については、設備工事の受注者との協議によるものとします。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp